

きょうとふ 住宅供給公社 だより

みんなで
楽しい！
共同生活
のために

2025年Vol.12

秋・冬号

高齢者見守りサポーターを実施しています！

府営住宅に日頃から出入りされている生活関連業者をはじめ、団地の保守点検業者、修繕業者等に高齢者の見守りサポーターとして登録していただいています。見守りの目を増やし、ちょっとした異変に早期に気づくことにより、高齢者等の入居者が安心して生活できる暮らしを共助により実現します。

■ 見守りサポーターの活動 ■

府営住宅を訪問した際に、次の様な異変が認められた場合、公社に通報していただきます。

- ① ポストから新聞や郵便物が溢れているとき
- ② 宅配等の品物が玄関先に置き放しになっているとき
- ③ 約束訪問したが応答がないとき
- ④ 室内から呻き声や異臭がするとき
- ⑤ その他異変が認められるとき



対応

詳しくは、公社HPに掲載

通報を受けた公社（各管理センター）は直ちに団地自治会と連携を取って現地を確認し、併せて入居者の親族や緊急連絡先等へ確認を取り、入居者の安否確認を行います。また、緊急性があると判断された場合は、警察や消防へ通報し、必要に応じて市役所の福祉部局等へ連絡し住戸内へ立ち入りを行います。



京都府住宅供給公社



駐車場や駐輪場は正しく使いましょう

自動車や自転車の空きスペース等への無断駐車・駐輪は通行等の妨げになるだけでなく、災害時の避難や消火活動の支障になりますので、決められた場所に駐車しましょう。

駐車場の使用については、各団地の自治会等にご確認のうえ、ルールに従ってご利用ください。

（一部、京都府が有料で駐車場を設置している団地があり、使用には所定の手続きが必要です。）

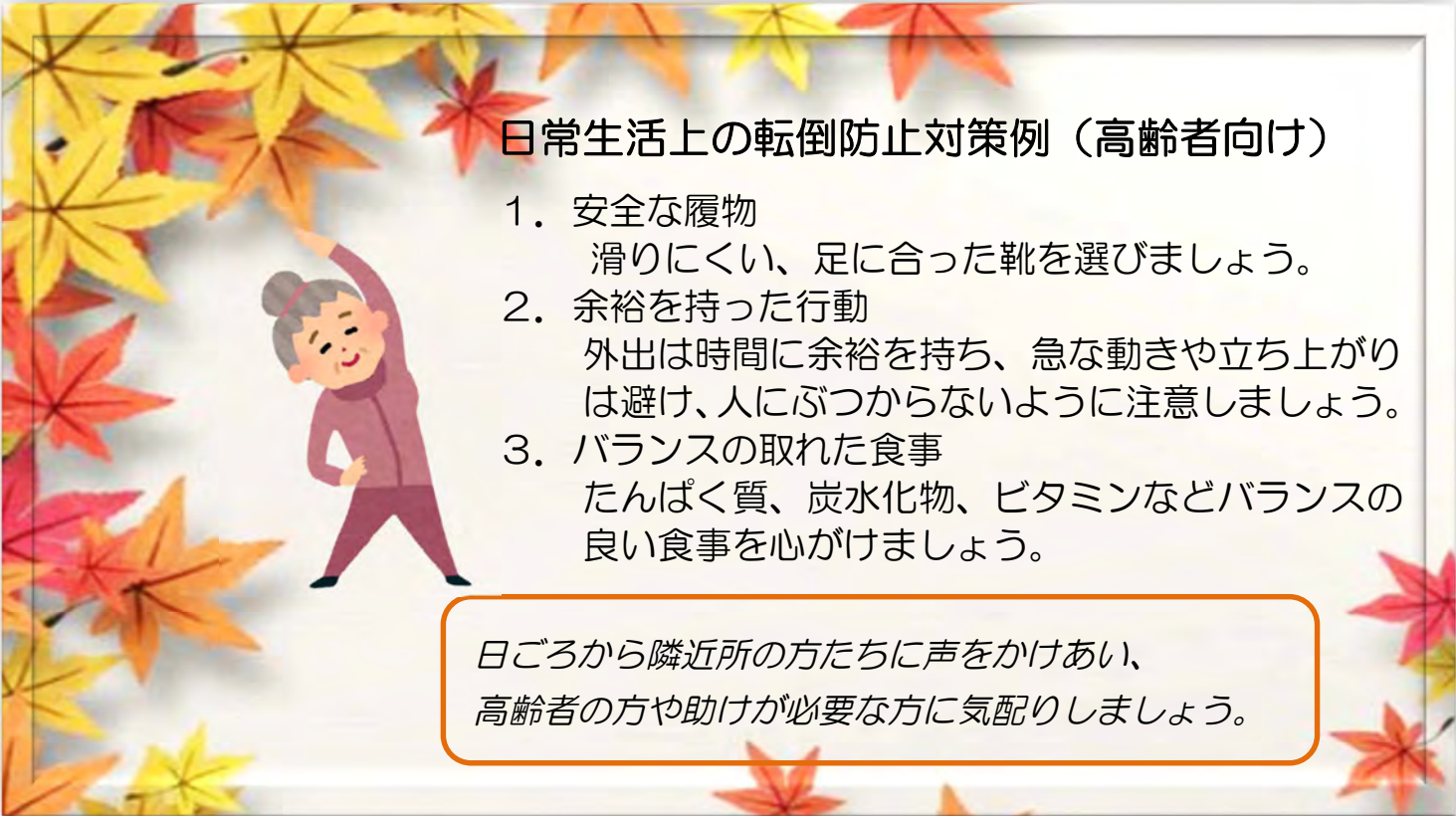


台所排水等の注意事項

下水道（浄化槽）に接続している台所排水等について

台所の排水に、油や食べ残しなどを直接流されますと、排水管のつまりの原因となり、排水管の清掃費用を入居されている方にご負担いただくことになります。

また、排水管の詰まりがなくても、下流の下水道施設への障害になるおそれがあります。



日常生活上の転倒防止対策例（高齢者向け）

1. 安全な履物

滑りにくい、足に合った靴を選びましょう。

2. 余裕を持った行動

外出は時間に余裕を持ち、急な動きや立ち上がりは避け、人にぶつからないように注意しましょう。

3. バランスの取れた食事

たんぱく質、炭水化物、ビタミンなどバランスの良い食事を心がけましょう。



日ごろから隣近所の方たちに声をかけあい、
高齢者の方や助けが必要な方に気配りしましょう。

災害に備えて

共用廊下や階段に物を置くと、通行の妨げになるだけでなく思わぬ事故や、災害時の避難や消火活動の支障になりますので、物を置かないようにしてください。

ベランダに物を置いていると、強風等で倒れてガラスなどを破損することがあります。強風で物が飛ばされないよう整理や固定をお願いします。

また、大雨の時にベランダの排水溝がゴミや土砂等で詰まっていると雨水が流れにくくなりますので、定期的に清掃をお願いします。

◆ 避難時の備え（例）（目安1人1～3日分）

- ・ 飲料水（およそ 500ml × 3本）
- ・ 手間なく食べられる食品（1日3食分）
- ・ 携帯トイレ（1日8回程度）
- ・ LED ライト・ランタン
- ・ 電池式モバイルバッテリー
- ・ マスク（1日3枚程度）
- ・ 常備薬・持病薬
- ・ 保険証等のコピー
- ・ 現金（公衆電話用の硬貨含む）
- ・ 紙のハザードマップ



これから季節は

結露にご注意！！

特に冬場、暖房時に起こる現象ですが、室内の空気中の水蒸気が、壁や天井、窓ガラスなどに水滴となって付着することを結露といいます。結露をそのままにしておくと壁、天井にカビが発生し、家具、畳等が腐食しやすくなります。結露を防ぐために、十分換気をするよう注意してください。

- (1) コンクリートの住宅は、すき間が少なく自然換気が行われにくいので、窓を開けるなど、できるだけ部屋の換気を心掛けてください。
- (2) 家具などは、壁からある程度間隔をあけて通風をよくしてください。
- (3) 窓ガラスに水滴が付着している場合等は、乾いたタオルなどで拭き取ってください。

健康相談ダイヤルのご案内

当公社では、入居者の皆さんの健康相談等に医師や看護師・保健師等の資格者が24時間365日、電話対応させていただく「健康相談ダイヤル」を実施しています。

健康相談ダイヤル専用電話番号

0120-418-058

(通話無料)

① 健康相談

- ・気になる体の症状に関する相談
- ・ストレス、メンタルヘルスに関する相談
- ・治療中の方の治療に関する相談
- ・健康維持、増進に関する相談
- ・母子保健、育児に関する相談

② 健康情報

- ・夜間、休日の医療機関の案内



**こんな時にはお近くの
府営住宅管理センターへ
お問合せください**

入居状況に変更がある場合

入居者や同居親族等に異動があるときは、必ず、各府営住宅管理センターにご連絡のうえ、所定の手続きを行ってください。特に、名義人の退去やお亡くなりの場合は、至急ご連絡ください。

お部屋の修繕をしたいとき

住宅・共同施設の修繕に関する入居者と府の費用等負担の対象範囲については、入居のしおりの「修繕負担区分表」に掲載しています。しおりを紛失された方は、公社ホームページから項目ごとにダウンロードできますのでご利用ください。また、修理についてのご相談やお問合せは、各府営住宅管理センターへご連絡をお願いします。

府営住宅管理センター 年末年始休業日のお知らせ

令和7年12月28日(日)～令和8年1月4日(日)

緊急の場合は、京都府府営住宅休日夜間緊急センターが対応します

■ 府営住宅管理センター・本社のご案内 ■

山城府営住宅管理センター

〒610-0334
京田辺市田辺中央1丁目5-5
橋本ビル 6階
電話 0774-62-3507
営業時間 8:30～18:00(日祝除く)

中丹・丹後府営住宅管理センター

〒623-0053
綾部市宮代町門の前11-2
電話 0773-42-1021
営業時間 8:30～18:00(日祝除く)

京都府住宅供給公社 業務部

〒602-8054
京都市上京区出水通油小路東入丁字風呂町104番地の2
京都府庁西別館 2階
電話 075-431-4151
営業時間 8:30～17:15(土日祝除く)

公社ホームページ

<https://kyoto-juko.jp/>

